

下水道事業の現状と課題



総務省

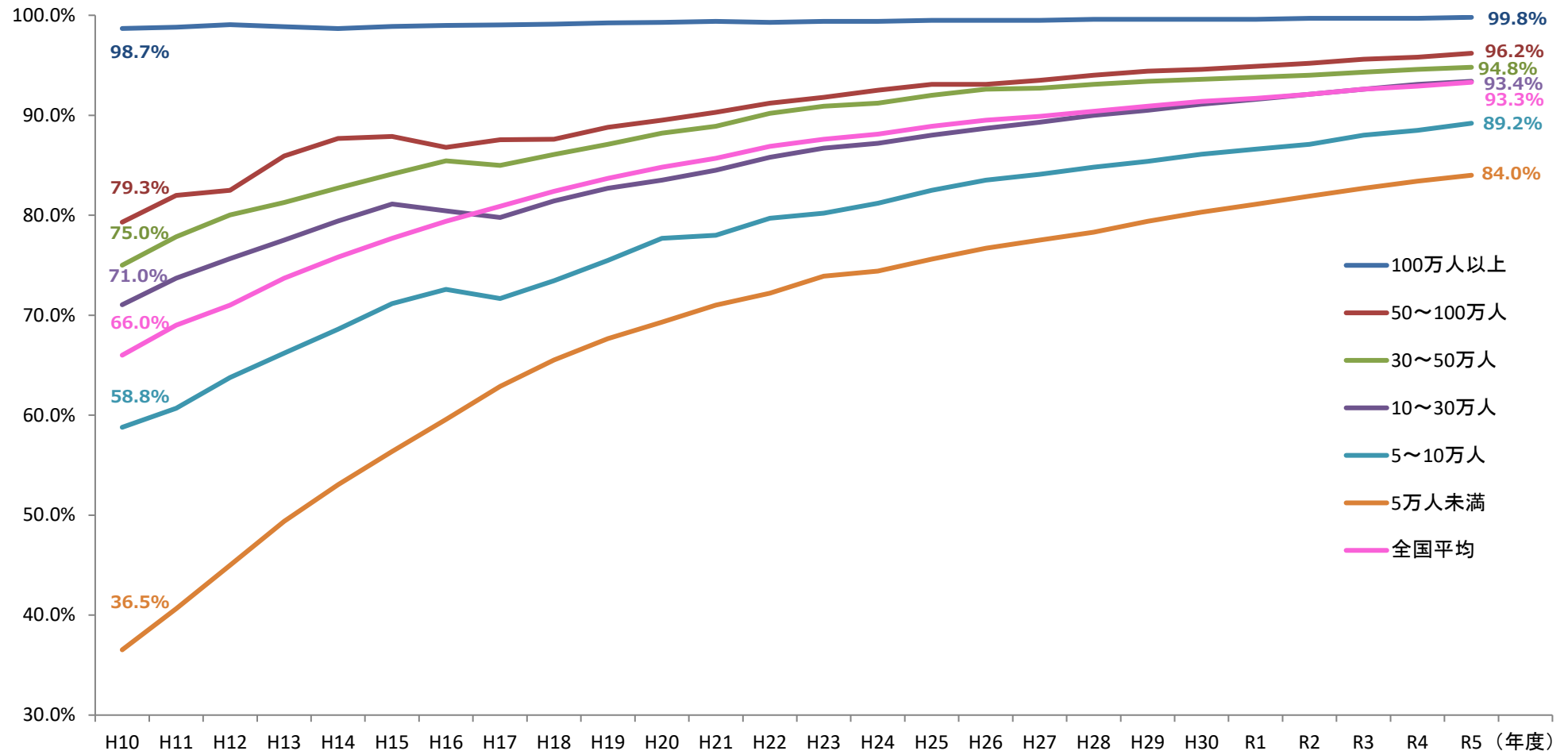
令和7年10月

総務省自治財政局準公営企業室

1. 下水道事業の現状等

汚水処理人口普及率の推移(人口規模別)

- 汚水処理人口普及率とは、総人口に対する各汚水処理施設（下水道、農業集落排水施設等、合併処理浄化槽及びコミュニティ・プラント）の処理区域内人口等の割合を表したものの。
- ここ **20年ほどで人口5万人未満の町村部の普及率は大幅に上昇**。近年は普及率の上昇は緩やかなものとなっている。

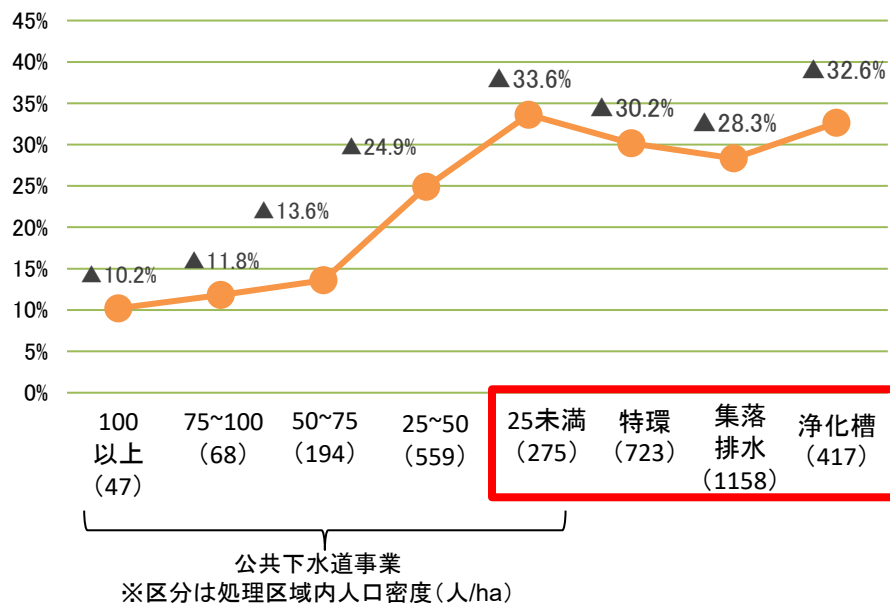


(注) 1. 汚水処理人口普及率(%)=(下水道、農業集落排水施設等、浄化槽及びコミュニティ・プラントの処理区域内人口等)÷総人口(住基人口)×100
 2. 令和4年度末は、福島県において、東日本大震災の影響により調査不能な市町村(大熊町、双葉町)を除いた値を公表している。
 3. 本資料は、農林水産省、国土交通省、環境省より公表された「令和5年度末の汚水処理人口普及状況について」(令和6年8月)を参考としている。
 (参考)福島県の21年度末の普及率は、73.1%

将来の需要水量(推計)

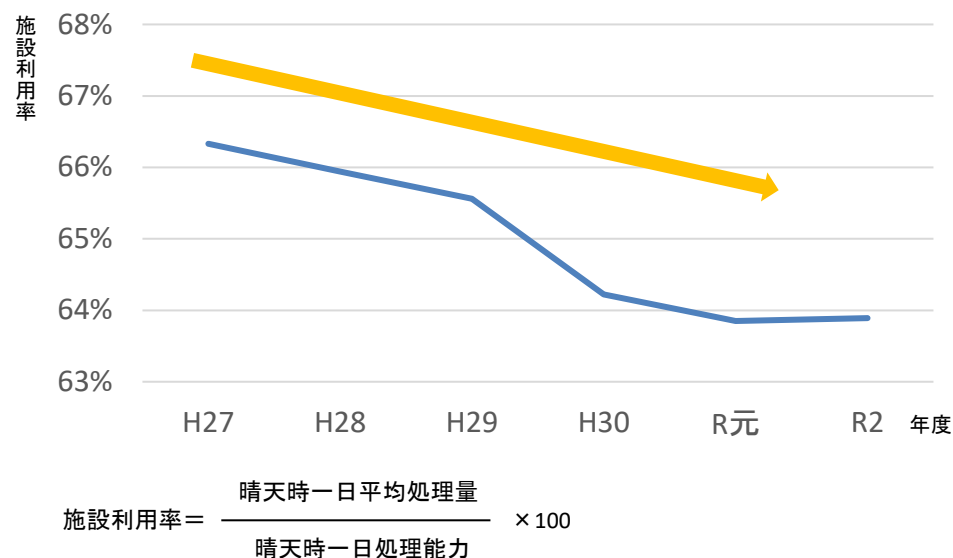
- 今後、**人口減少等に伴い水道の有収水量(※)の減少が予測**されており、下水道の有収水量も同様の減少傾向になると考えられる。このため、これに連動して使用料収入の減少が見込まれる。
- **特に、小規模自治体においては、人口減少率が高く、有収水量の減少が大きくなることが見込まれる。**
※各家庭等では水道の有収水量が基本的に下水道の有収水量になるため、将来的な増減傾向は上下水道で共通すると考えられる。

■人口規模別の人口減少率(2010年⇒2040年)



■公共・流域下水道の施設利用率の推移

- 公共・流域下水道の施設利用率は、人口減少や節水等の影響で下がってきている。

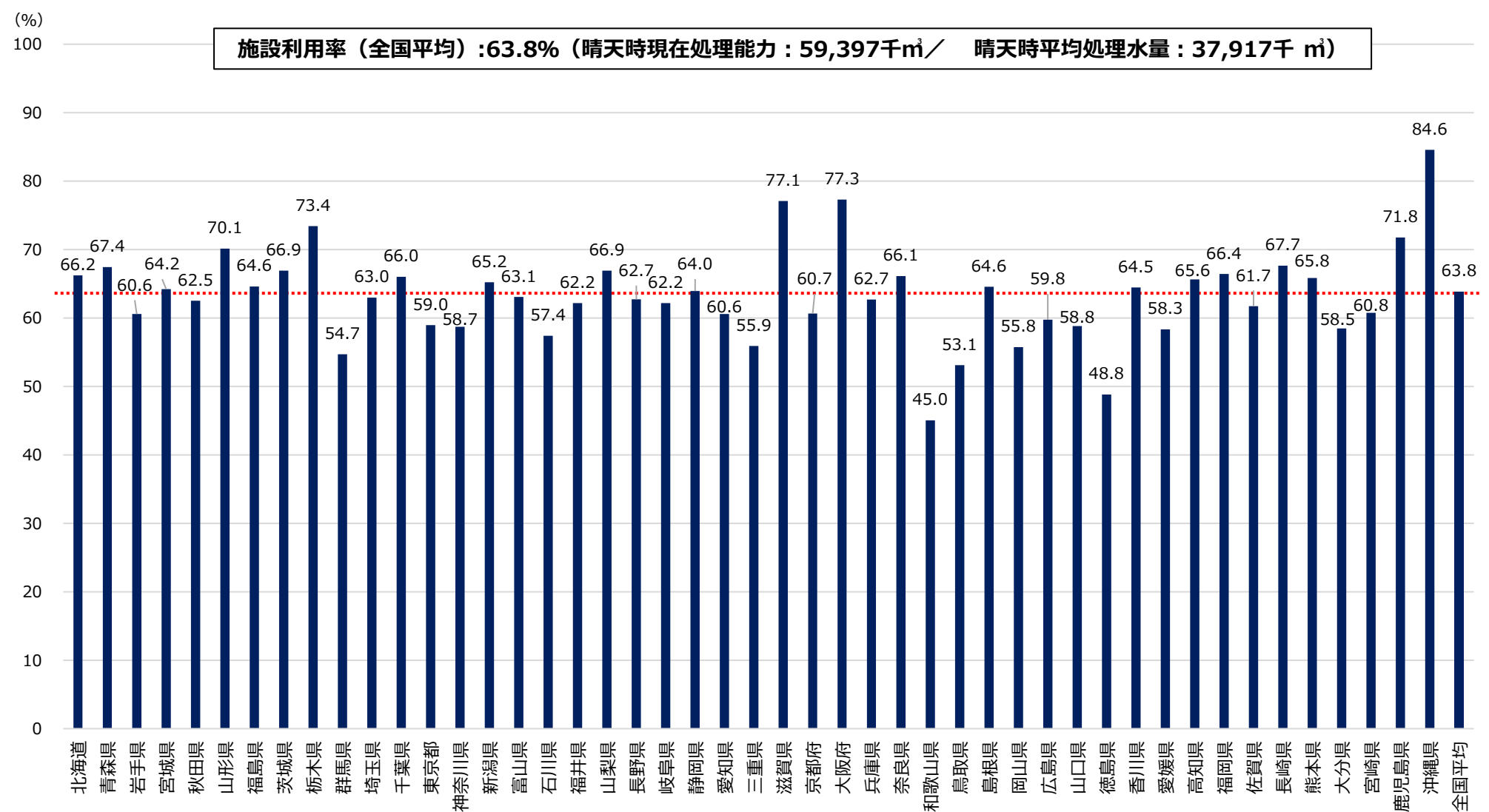


※2010年から2040年の人口減少率 ※減少率は各処理区域内人口密度区分内の団体の単純平均
 ※国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口」(平成25年3月推計)より総務省作成
 ※括弧内は事業者数(福島県及び一部の事業者は推計人口のデータがないため除外)

出典: 地方公営企業決算状況調査

【都道府県別】主な経営比較分析表(施設利用率)

- 施設利用率（全国平均）は63.8%となっており、全国平均を上回るのは22団体、下回るのは25団体となっている。
- 都道府県別に見ると、最も高いのは沖縄県（84.6%）、最も低いのは和歌山県（45.0%）となっている。

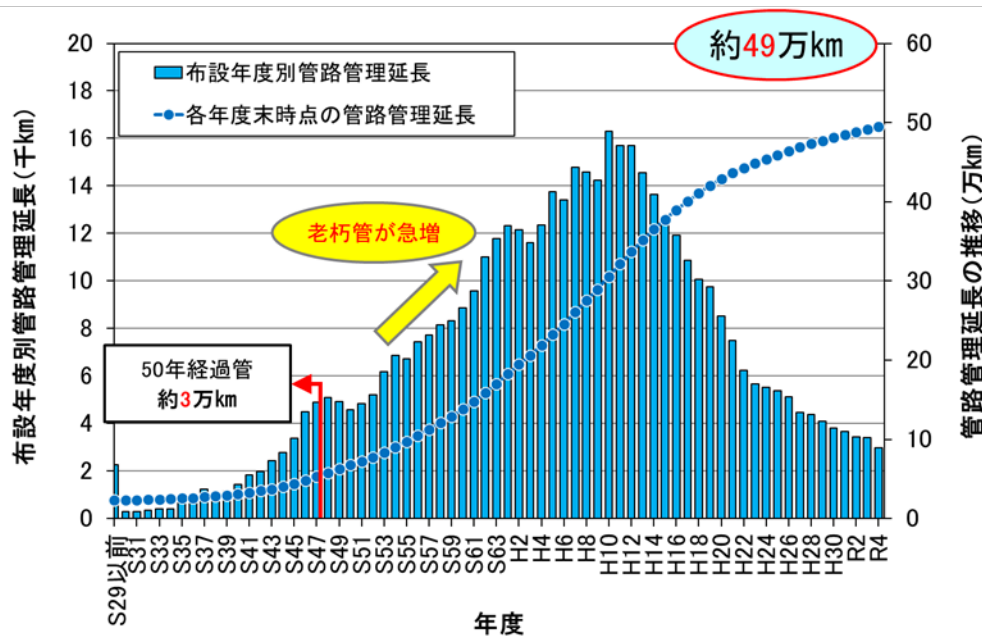


※ R5 決算統計により作成（対象事業数2,942事業）。対象事業：法適用の下水道事業（公共下水道、特定公共下水道、流域下水道、特定環境公共下水道、集落排水施設、公共浄化槽）
 ※ 施設利用率＝「晴天時日平均処理水量」（10表01行44列）÷「晴天時現在処理能力」（10表01行48列）×100

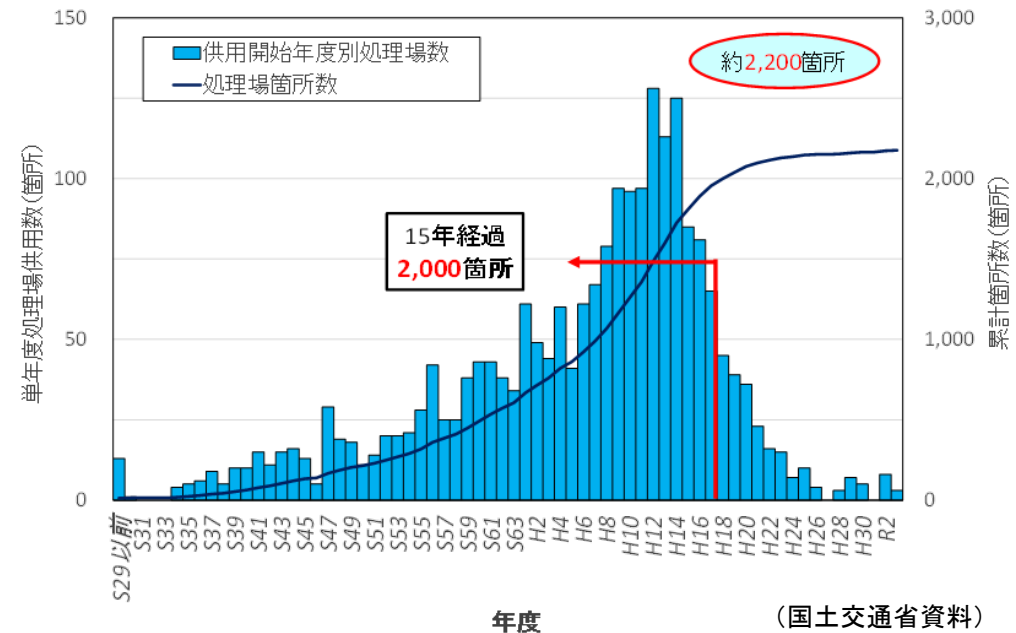
下水道事業の老朽化の状況等

- 標準耐用年数50年を経過した管渠の延長について、R4末現在で約3万km（総延長の約7%）となっているが、**20年後には約20万km（約40%）となるなど、今後は急速に増加する見込み。**
- **下水処理場**においては、機械・電気設備の標準耐用年数15年を経過した施設が約2,000箇所（全体の90%）と**老朽化が既に進行している状況。**

■ 管路施設の年度別管理延長(R4末現在)



■ 処理場の年度別供用箇所数(R3末現在)

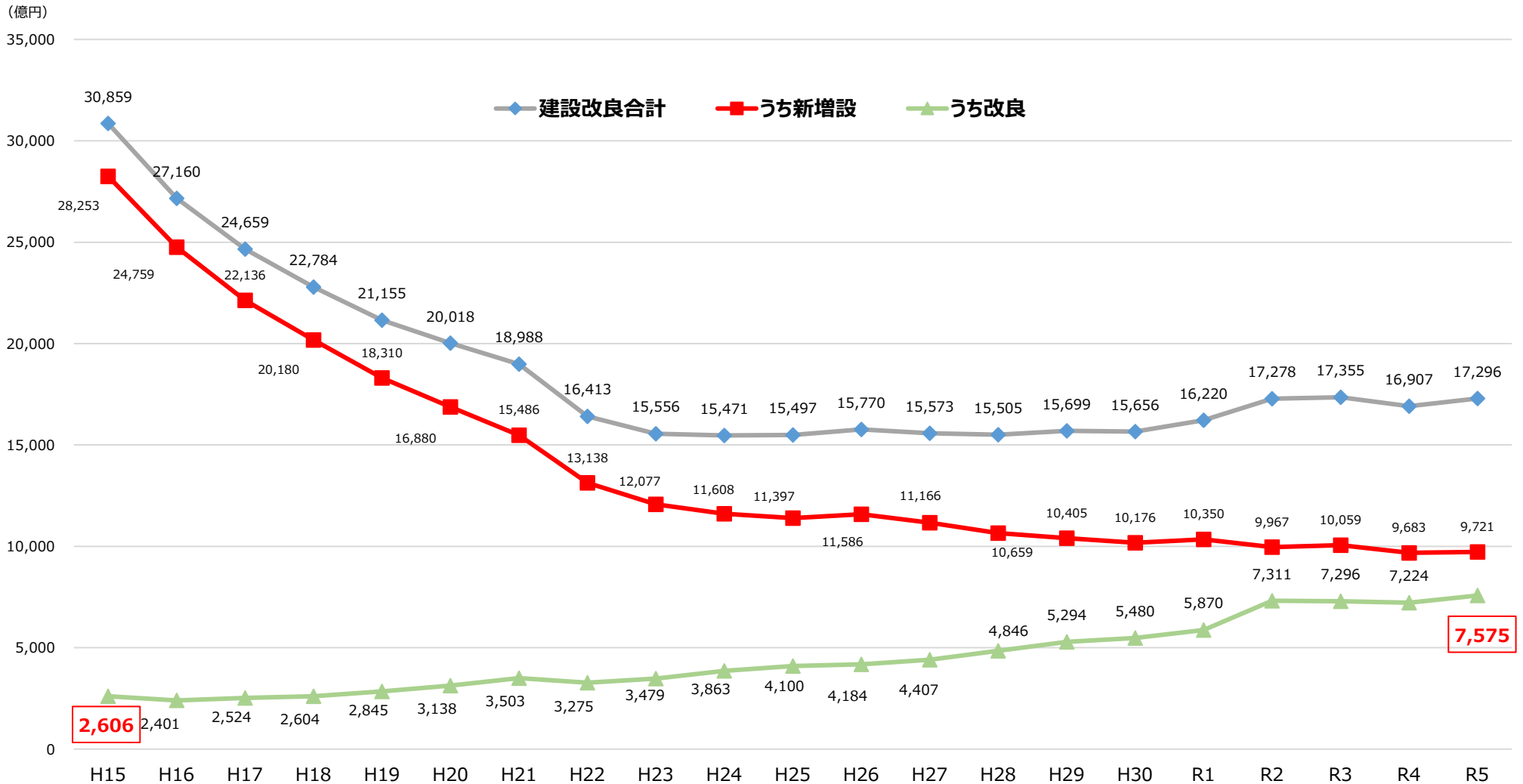


■【参考】下水道管路の全国特別重点調査

- 全国特別重点調査において、社会的影響が大きく、大規模陥没が発生しやすい管路から、優先度をつけて調査を実施している。
- 具体的には、「管径2m以上」、「30年以上経過した管路を対象として（対象延長：約5千km）のうち、「埼玉県八潮市の道路陥没現場と類似の条件の箇所」等を対象として優先的に調査を実施している（対象延長：1,000km、夏頃までに実施）、

下水道事業の建設改良費の推移

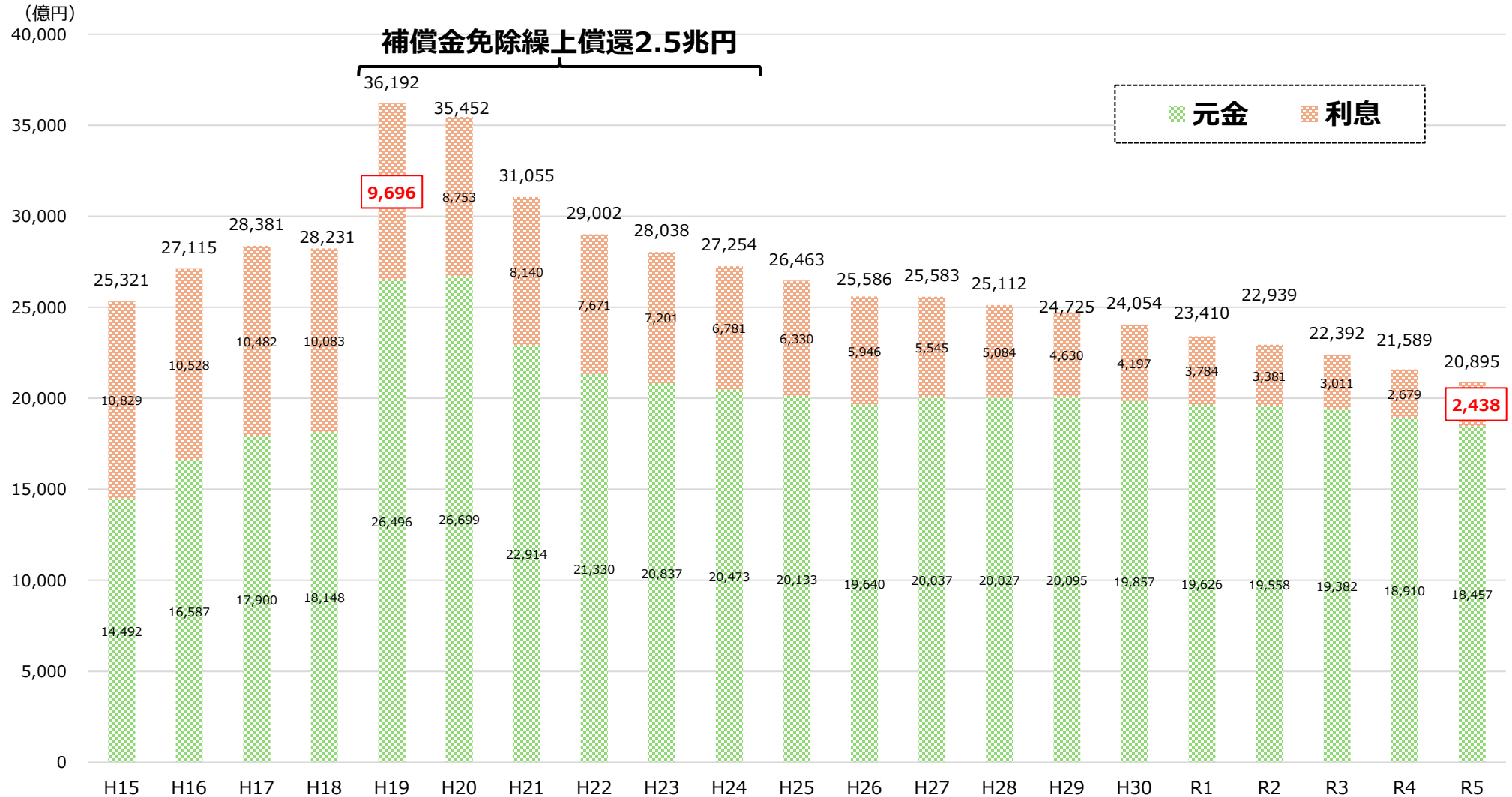
- 建設改良費について、新增設に係る費用の減少に伴って全体で減少傾向にあったが、R 1以降、増加に転じている。
- 「新增設」に係る費用については直近20年間で▲65%の減少（H15:2.8兆円→R5:0.9兆円）となっている一方で、**既存施設の「改良」に係る費用については+190%の増加（H15:0.3兆円→R5:0.8兆円）**となっている。



※ 決算統計により作成。対象事業：法適用・法非適用の下水道事業（公共下水道、特定公共下水道、流域下水道、特定環境公共下水道、集落排水施設、公共浄化槽）。

下水道事業の元利償還金の推移(H15～R5)

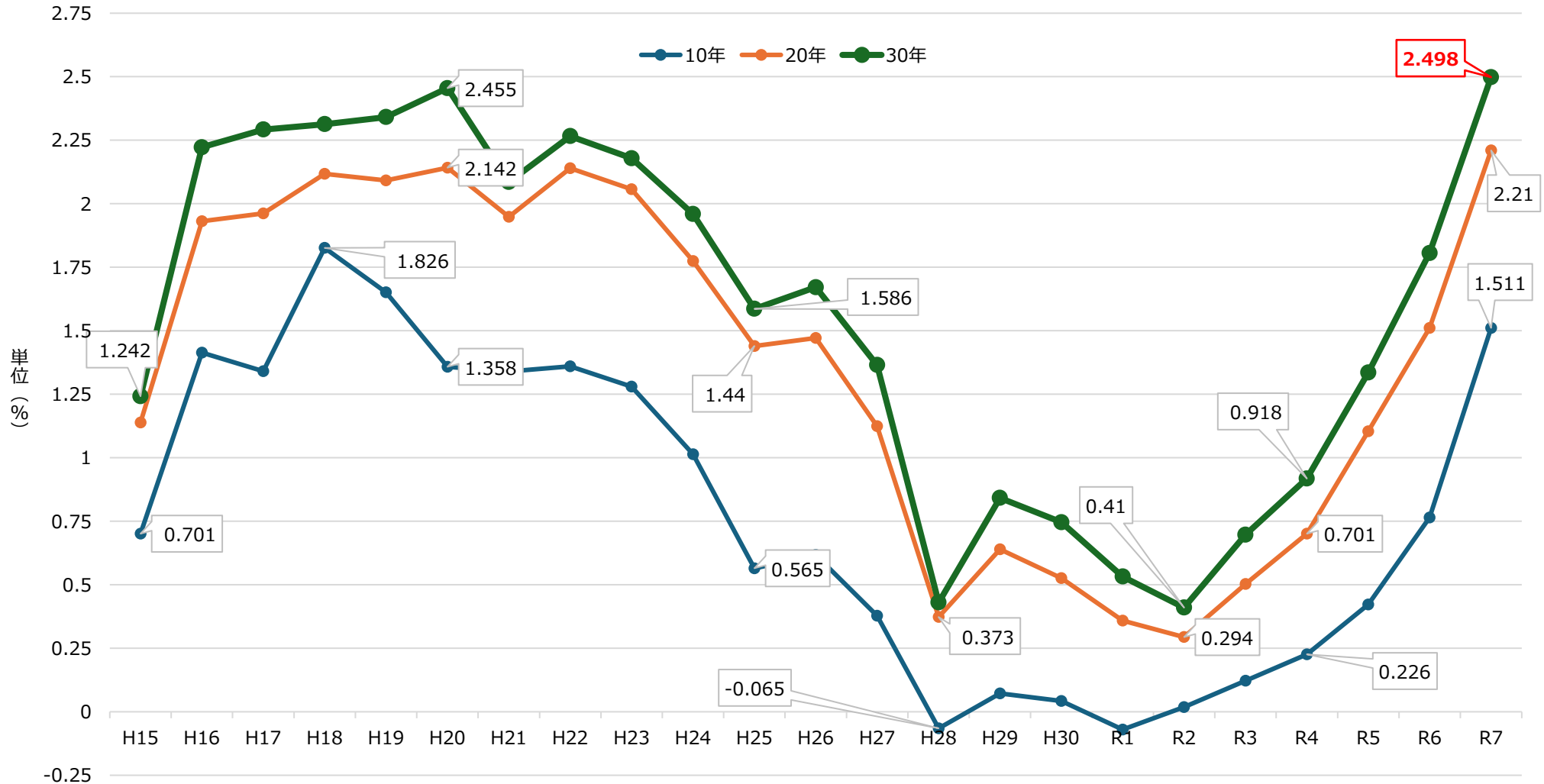
- 下水道事業の元利償還金については、建設改良費の減少に伴って、平成19年度（3.6兆円程度）をピークに減少傾向にあり、令和5年度には2.1兆円程度となっている。
- **平成19～24年度に補償金免除繰上償還を実施したこと等により、利払費は減少傾向**となっている。



※決算統計により作成。対象事業：法適用・法非適用の下水道事業（公共下水道、特定公共下水道、流域下水道、特定環境公共下水道、集落排水施設、公共浄化槽）。

【参考】国債金利の動向等

- ゼロ金利政策等により、H20～R2にかけて、長期国債（償還期間：10～30年）の利回りは減少傾向。
- 一方で、R2以降は金利上昇局面となっており、**R7にはH20と同程度の金利水準に戻っている（30年国債で2.5%程度）**。

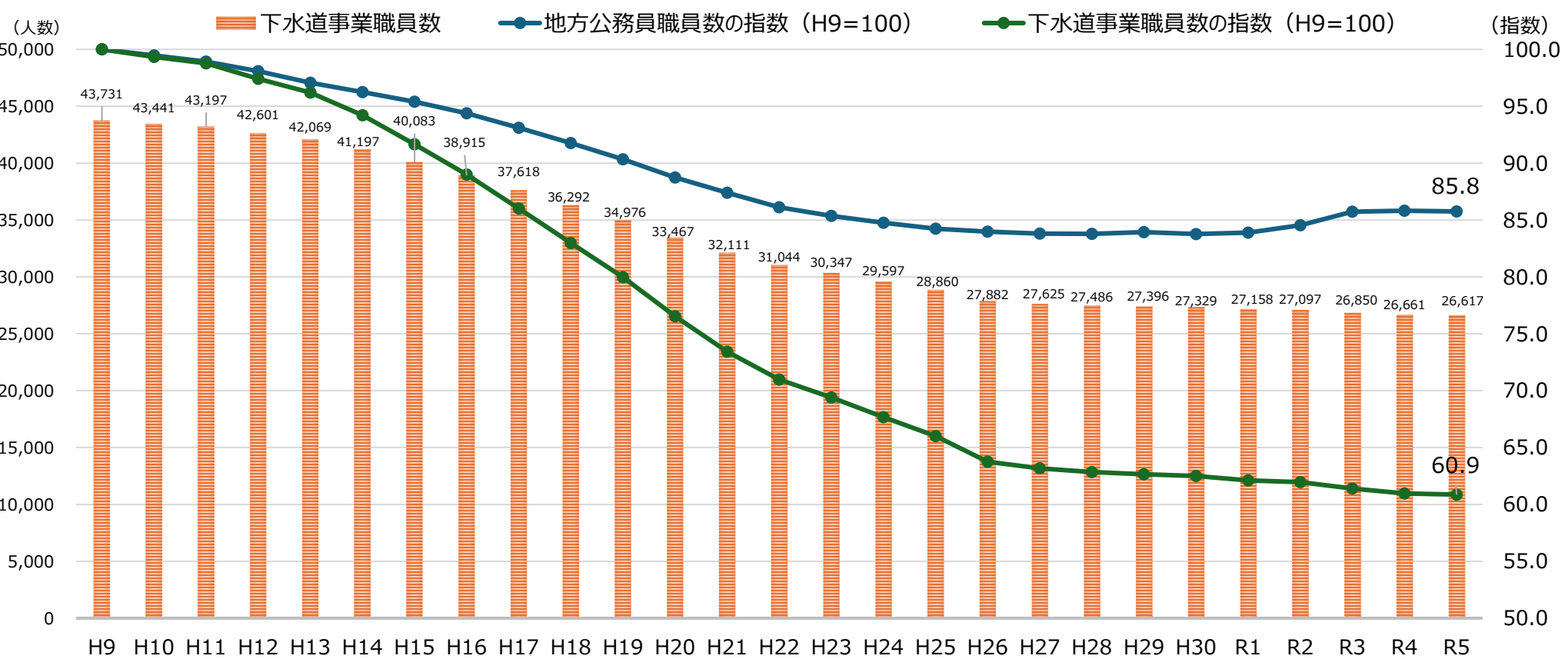


※ 数値は財務省HPより作成 (https://www.mof.go.jp/jgbs/reference/interest_rate/index.htm)。

※ 金利については、当該年度の4月時点のもので、流通市場における固定利付国債の実勢価格に基づいて算出した主要年限毎の半年複利金利を表示。

下水道事業における職員数の推移

- 下水道職員について、ピーク時の平成 9 年度には約4.4万人であったが、令和 5 年度には約2.7万人（▲17,000人、▲39.1%）となっており、**地方公務員全体の減少率（平成 9 年度比▲14.2%）と比較しても、減少率が大い状況**となっている。
- 1 事業あたりの職員平均数は平成 9 年度には10.5人であったが、直近R5には7.4人（▲29.6%）となっている。

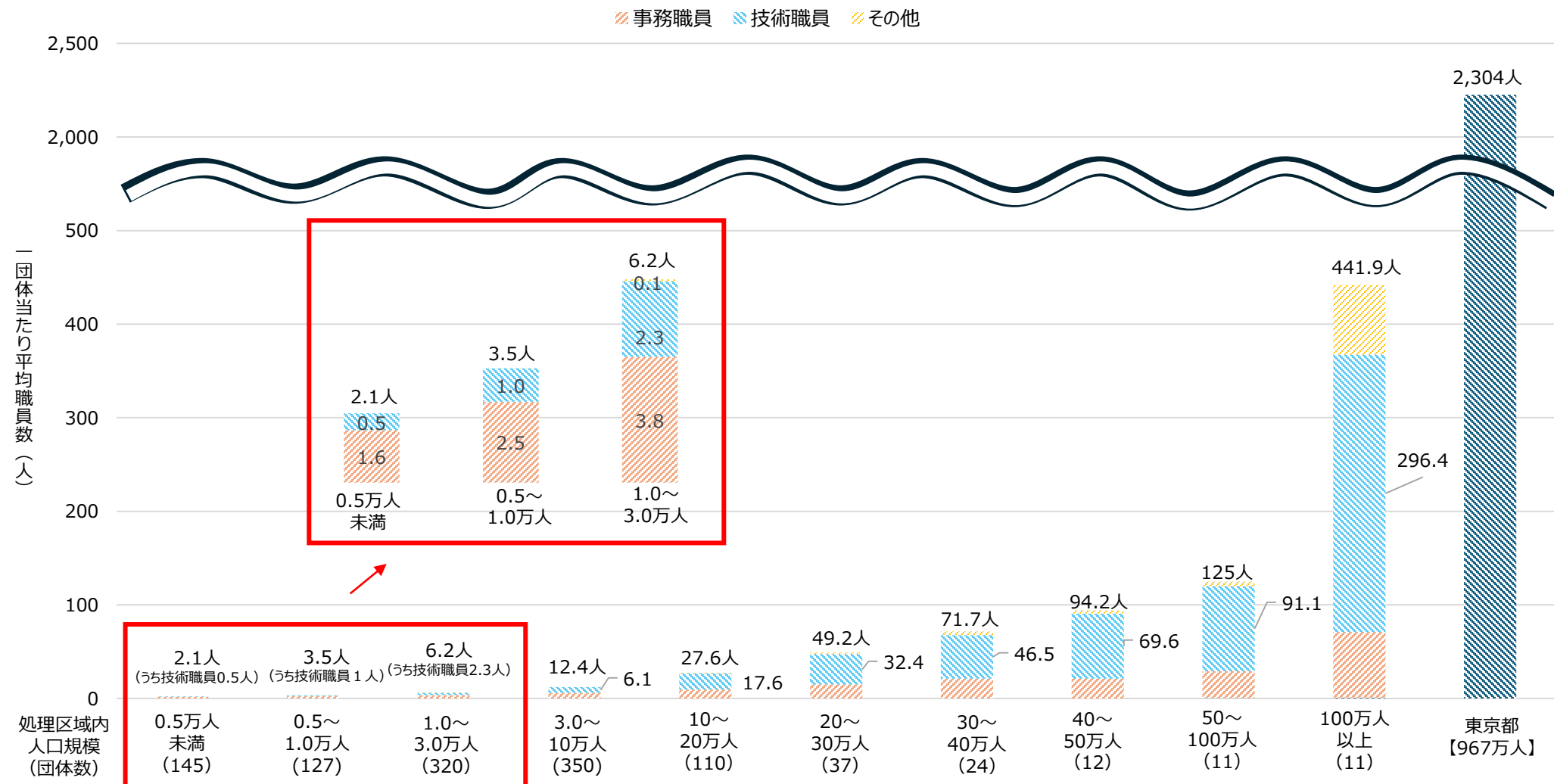


年度	H9	H10	H11	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5
職員平均数 (1事業あたり)	10.5	9.9	9.5	9.1	8.8	8.4	8.1	9.0	10.2	9.8	9.4	9.1	8.8	8.5	8.4	8.1	7.9	7.7	7.6	7.6	7.5	7.5	7.5	7.5	7.4	7.4	7.4

※下水道事業職員数は決算統計により作成。対象事業：法適用・法非適用の下水道事業（公共下水道、特定公共下水道、流域下水道、特定環境公共下水道、集落排水施設、公共浄化槽）
※下水道事業職員数はR1までは常時雇用職員の数、R2からは常勤職員の数。
※地方公務員職員数は令和6年地方公共団体定員管理調査結果より。

【人口規模別】1団体当たりの下水道担当職員数

- 処理区域内人口規模3.0万人未満の団体では、下水道担当職員数は10人未満となっている。
- **処理区域内人口規模が大きくなるほど、技術職員数が多くなるとともに、技術職員数が占める割合が大きくなっている。**
(例) 30～40万人規模では技術職員47名程度、全体に占める割合65%程度



※ R5 決算統計により作成。(対象団体数：1,148団体)。対象事業：特定公共下水道、流域下水道、道府県営下水道を除く法適用の下水道事業（公共下水道、特定環境公共下水道、集落排水施設、公共浄化槽）
 ※ 職員数は常勤職員数を計上。 ※ その他：技能職員等 ※ 一団体が複数の下水道事業を実施している場合も一団体として計上。 ※ 処理区域内人口規模：一団体が複数の下水道事業を実施している場合はその合計。
 ※ 東京都の数値は東京都で実施する公共下水道の数値であるもの。

下水道事業の経費回収率と使用料

- **処理区域内人口密度の低い公共下水道や集落排水、浄化槽の事業で、必要な汚水処理費用を使用料収入で賄っている割合を示す経費回収率が低い傾向**がある。
- 一方、使用料は処理区域内人口密度の低い公共下水道や集落排水、浄化槽の事業で高い傾向がある。

・経費回収率（R5）

事業区分	汚水処理経費（汚水資本費＋汚水維持管理費）
全事業	経費回収率76.7%
公共下水道 (人口密度25未満)	経費回収率48.8%
公共下水道 (人口密度25～50)	経費回収率74.4%
公共下水道 (人口密度50～75)	経費回収率83.9%
公共下水道 (人口密度75～100)	経費回収率100.2%
公共下水道 (人口密度100以上)	経費回収率96.8%
特定環境保全 公共下水道	経費回収率41.1%
集落排水施設	経費回収率29.7%
浄化槽	経費回収率41.1%

※汚水処理経費：汚水事業費に係る公費負担控除前の汚水処理経費（資本費＋維持管理費）
 ※特定公共下水道、流域下水道は除く。

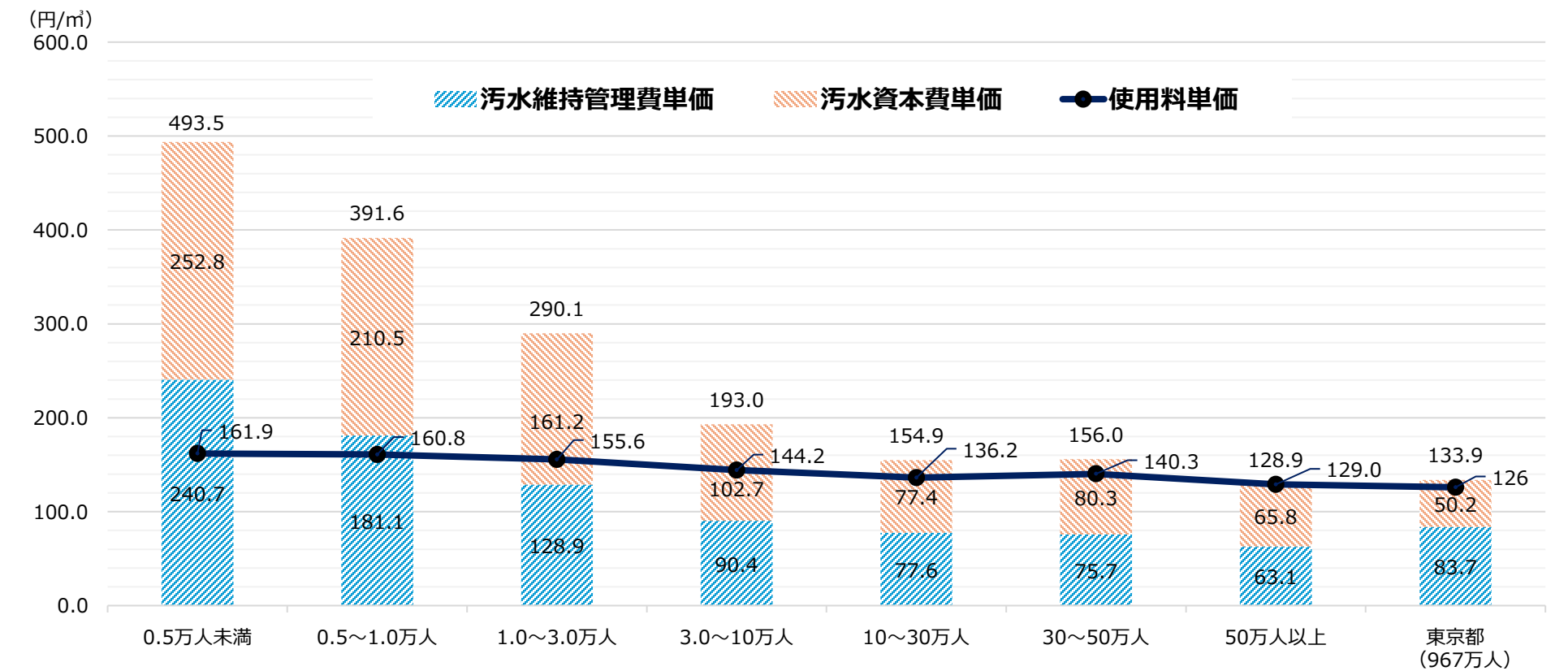
・使用料（R5） ※20㎡あたりの金額（月あたり）

事業区分	
全事業	平均使用料2,755円
公共下水道 (人口密度25未満)	平均使用料3,305円
公共下水道 (人口密度25～50)	平均使用料3,120円
公共下水道 (人口密度50～75)	平均使用料2,815円
公共下水道 (人口密度75～100)	平均使用料2,500円
公共下水道 (人口密度100以上)	平均使用料2,434円
特定環境保全 公共下水道	平均使用料3,250円
集落排水施設	平均使用料3,103円
浄化槽	平均使用料3,279円

※特定公共下水道、流域下水道は除く。

(人口規模別)汚水処理単価と使用料単価

- 汚水処理単価について、**人口規模が小さくなるほど処理原価が高くなる傾向**にあり、**「0.5万人未満」(493.5円/㎡)**のグループは**「50万人以上」(128.9円/㎡)**の**4倍程度の水準**となっている。
- 使用料単価についても同様の傾向にあるが、「0.5万人未満」は「50万人以上」の1.3倍程度の水準となっている。



処理区域内人口規模	0.5万人未満	0.5～1.0万人	1.0～3.0万人	3.0～10万人	10～30万人	30～50万人	50万人以上	東京都
事業数	1,153	340	447	307	131	36	22	1
資本費割合	51.2%	53.7%	55.6%	53.2%	49.9%	51.5%	51.1%	37.5%
維持管理費割合	48.8%	46.3%	44.4%	46.8%	50.1%	48.5%	48.9%	62.5%

※ 令和5年度決算統計により作成(対象事業数:2,437事業)。対象事業:特定公共下水道、流域下水道、道府県営下水道を除く法適用事業(公共下水道、特定環境公共下水道、集落排水施設、公共浄化槽)

※ 汚水処理単価・使用料単価:各経費または年間使用料収入を年間有収水量(㎡)で除したものの。なお、汚水処理経費には公費負担分を含む。

※ 東京都の数値は東京都で実施する公共下水道の数値であるもの。

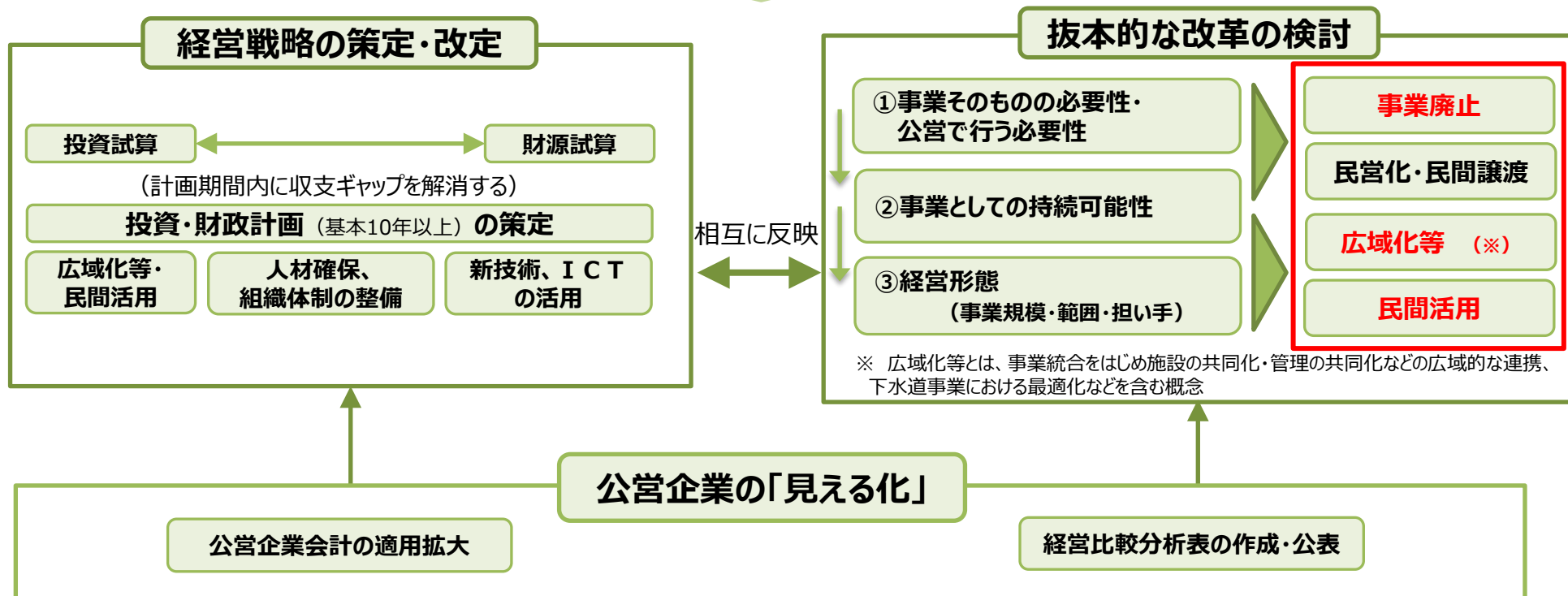
2. 公営企業における経営改革の推進に係る総務省の取組

公営企業等の更なる経営改革の推進について

公営企業の現状及びこれからの課題

- 急激な人口減少等に伴い、サービス需要が大幅に減少するおそれ
 - 施設の老朽化に伴う更新需要の増大
 - 職員数が減少する中、人材の確保・育成が必要
 - **特に中小の公営企業では、現在の経営形態を前提とした経営改革の取組だけでは、将来にわたる住民サービスを確保することが困難となることが懸念**
- さらに厳しい経営環境

更なる経営改革の推進



公営企業の経営戦略の改定に当たっての留意事項

「経営戦略」の改定推進について（令和4年1月25日付け公営企業三課室長通知）

- 経営戦略の見直しに当たっては、**特に、次の①～④の事項を投資・財政計画に盛り込むことが持続可能なサービスの提供に不可欠**であること。
 - ① 今後の人口減少等を加味した**料金収入の的確な反映**
 - ② 減価償却率や耐用年数等に基づく施設の老朽化を踏まえた将来における所要の**更新費用の的確な反映**
 - ③ **物価上昇等を反映**した維持管理費、委託費、動力費等の上昇傾向等の的確な反映
 - ④ ①②③等を反映した上での収支を維持する上で**必要となる経営改革**（料金改定、広域化、民間活用・効率化、事業廃止等）の検討
- なお、**現在、経営戦略の策定を要件としている**水道事業の高料金対策、水道管路耐震化事業、旧簡易水道施設（浄水場、管路等）の建設改良事業及び下水道事業の高資本費対策に係る**地方財政措置について、令和8年度から、上記の①～④の取組を盛り込んだ経営戦略の改定を要件とする予定。**

令和7年度の公営企業等関係主要施策に関する留意事項について（令和7年1月24日付け公営企業三課室事務連絡）

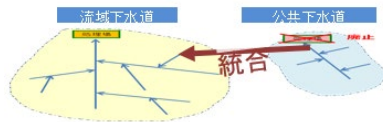
- 賃金や物価の上下動などの社会経済情勢の変化への的確な対応や、情報通信技術や新技術の活用などの効率化・経営健全化の取組が重要である。**物価高騰の影響のほか、DX・GXの取組についても、経営戦略に適切に反映**させること。
- テレワークの普及等の行動変容が一定程度定着していることから、このような**新たな経営環境を踏まえた改定を行うことも重要**であること。
- 新たに事業を開始した等の理由により、令和3年度以降に経営戦略を策定した事業においても、経営環境の変化や、これまで期限を定めて改定を要請していることなどを踏まえ、改定に係る取組を適切に進めること。

下水道事業における広域化等

下水道事業の広域化等については、以下の4類型が主な類型

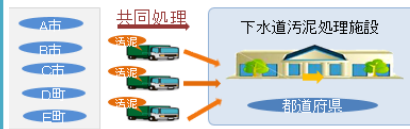
1. 汚水処理施設の統廃合

流域下水道への接続、公共下水道と集落排水施設の接続及び処理区の統廃合などを行う。



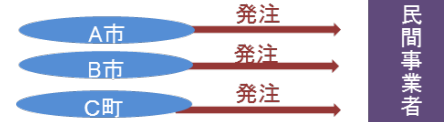
2. 汚泥処理の共同化

複数の団体の汚泥を集約して処理を行う。



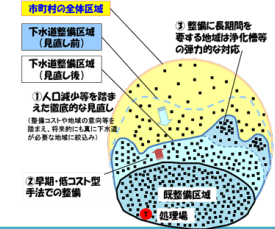
3. 維持管理・事務の共同化

集中監視・管理、運転管理の共同委託、使用料徴収・機材購入・水質検査等の共同処理などを行う。



4. 最適化

公共下水道、集落排水、浄化槽等の各種汚水処理施設の中から、最適な施設を選択して整備する。



	秋田県の例	山形県新庄市の例	佐賀県の例
期間	令和2年度から実施	平成16年度から実施	平成28年度実施
概要	〇県がリーダーシップをとり、県と県内市町村からなる連絡協議会を通じて、市町村と課題等を共有・連携することによって、「汚水処理施設の統廃合」と「汚泥処理の共同化」を実施	〇新庄市の処理場を中核とし、新庄市と周辺6町村の処理場を集中管理	〇浄化槽の整備促進を含め、地域に適した整備手法の選定等を実施
背景	〇人口減少下における下水道事業運営の効率化を図るため、広域化・共同化に取り組む	〇先行して建設された新庄市の処理場を中核とした圏域一体での整備について、周辺市町村からの要望をききかたに検討	〇都道府県構想の見直しを通じて検討
取組内容	〇流域下水道に接続し、単独公共下水道の処理場を廃止 〇県及び関係市町村等の施設から発生する汚泥を流域下水道の処理場に新設する施設で共同・集約処理し、資源化を実施	〇新庄市の処理場を中核施設として、管内の処理場をICTを活用して遠方から集中管理・監視（処理場の無人化や監視設備等の一体整備等） 〇定期巡回による保守点検や水質試験を一括実施	〇未整備地区においては、個別処理の割合を高めるとともに、浄化槽区域の普及率について指標設定 〇既整備地区においては、水洗化率を指標として定め、経営安定化を図る
効果	〇維持管理費・改築更新投資を削減（50年間の試算） ・維持管理費 約70億円減 ・改築更新投資 約50億円減	〇維持管理費・改築更新投資を削減（20年間の試算） ・維持管理費 6億円減 ・改築更新投資（既存施設を更新しない） 約34億円減	〇浄化槽（個別処理方式）に転換（個別処理人口割合18.5%→22.3%） 〇処理区の統廃合数が増加（処理区19箇所減）

下水道事業における広域化・共同化の推進について

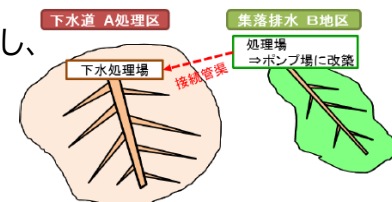
<広域化・共同化の推進の背景・効果>

- 人口減少等に伴うサービス需要の減少、施設等の老朽化に伴う更新需要の増大等、下水道事業を取り巻く経営環境が厳しさを増しつつある中で、下水道事業の持続的な経営の確保が求められているところ。
- **管渠を接続し、汚水処理場を統合する方策が最も効率的**であり、市町村間の統合も積極的に推進する必要があるが、調整に難航するケースが多いことから、都道府県の調整が重要。
- 一方、地理的要因等により**汚水処理場の統廃合が困難な地域においても、維持管理・事務の共同化により、維持管理費用の削減等の効果**。

<「広域化・共同化計画」の策定>（国交省、農水省、環境省と連携）

- 平成30年1月に、「汚水処理の事業運営に係る「広域化・共同化計画」の策定について」を発出し、各都道府県に対し、令和4年度までに「広域化・共同化計画」を策定することを要請し、**全ての都道府県で策定済み**。

【処理場の統廃合】



<地方財政措置（現行）>

- 複数市町村の事業及び市町村内で実施する複数事業の施設の統合や同一下水道事業内の処理区統合に必要な管渠等の広域化・共同化に要する施設等整備費について、**通常分から繰出基準を1割引上げ、元利償還金の28～56%を普通交付税措置**
- 流域下水道への統合のための接続管渠等の整備について、**更に繰出基準を1割引上げ、元利償還金の35～63%を普通交付税措置**
- 都道府県が実施する**広域化・共同化を推進するための調査検討に要する経費について、普通交付税措置（令和5年度～令和7年度）**。

<処理区域内人口密度25以上50未満（人/ha）の例>

通常分 【建設改良費等】	一般会計負担（6割）	
	広域化・共同化に要する経費について 繰出基準（一般会計負担）を1割引上げ	→
（R元年度～） 広域化分	一般会計負担（7割）	
	流域下水道への統合の場合に 繰出基準（一般会計負担）を1割引上げ	→
（R4年度～） 流域下水道への 統合分	一般会計負担（8割）	
うち70%を普通交付税措置		

<地方財政措置＝繰出基準×交付税措置率>

処理区域内人口密度 （人/ha）	通常分※1 【建設改良費等】	（R元年度～） 広域化分※2、3	（R4年度～） 流域下水道への 統合分
100以上	16%	28%	35%
75以上100未満	23%	35%	42%
50以上75未満	30%	42%	49%
25以上50未満	37%	49%	56%
25未満	44%	56%	63%

※1 通常分は事業費補正分に加え、5%の単位費用分を措置

※2 令和4年度から同一下水道事業内の処理区統合を対象に追加

※3 令和5年度から複数の地方公共団体で事務を共同で処理する際に必要なシステム整備費を対象に追加

下水道広域化・共同化計画の現状

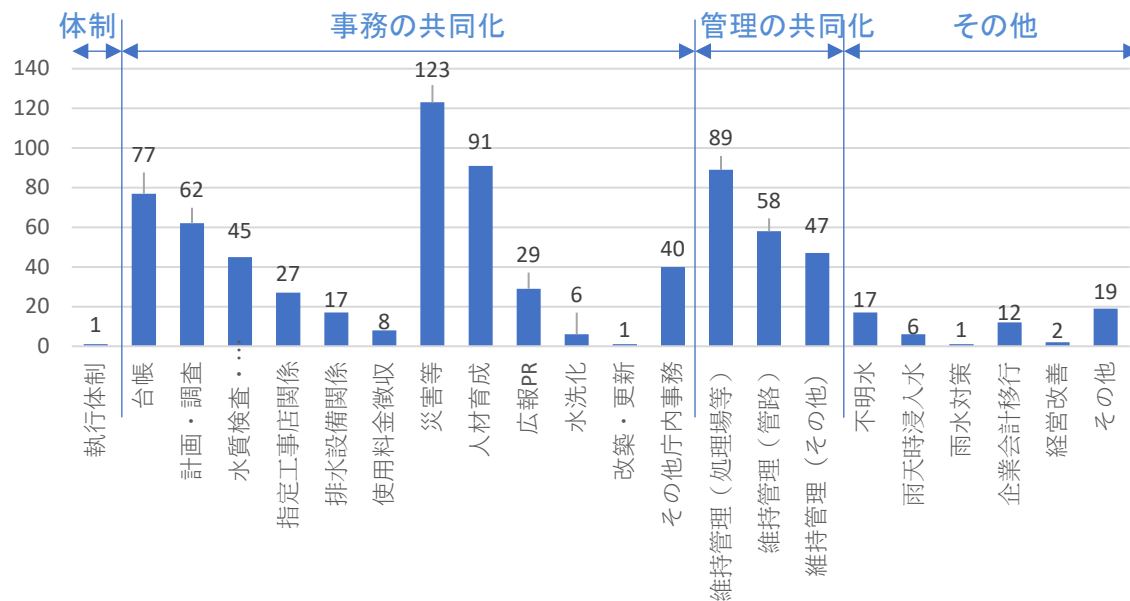
- ハード対策として全体で**約2,000カ所の汚水処理施設の廃止（現有施設の約27%）**が位置付けられ、ソフト対策としても事務の共同化や管理の共同化等、様々な取組が予定されている。
- ハード対策では全体の約61%、ソフト対策では全体の約76%について実施時期も明記されている。
- **都道府県のリーダーシップの下で計画に基づく広域化・共同化の取組を着実に進めるとともに、更なる広域化の取組を検討いただきたい。**

<都道府県構想策定マニュアル検討委員会第8回広域化・共同化検討分科会資料より>

<ハード対策>

施設の分類	廃止予定 施設数 (現有施設に 占める割合)	現有施設数 (R3末)
下水道処理施設	250 (11.7%)	2,132
集落排水施設 (農集＋漁集)	1,662 (31.9%)	5,208
その他施設 (コミプラなど)	122 (53.0%)	230
合計	2,034 (26.9%)	7,570

<ソフト対策>



【佐賀県佐賀市】

下水道事業における処理区域の見直しに伴う浄化槽への転換

広域化等

下水道事業

佐賀県佐賀市上下水道局下水プロジェクト推進部下水道企画室

取組の概要

汚水処理整備構想の見直しを行い、集合処理区域から個別処理区域への転換を図り、当該処理区域において、下水処理施設から浄化槽への転換を行った。

◆総事業費 浄化槽設置費用：35億円

◆背景

- 佐賀市は平成17年度、19年度と2度にわたる合併を経ており、合併後の下水道に係る整備構想は、合併前の旧市町村単位で制定されたものを引き継いでいた。
- しかし、旧市町村ごとに区域の設定や地域特性の考え方が統一されたものではなく、また、合併後に着手予定であった市街地周辺部での整備が進まず、早期概成が困難なため、新たな整備手法の検討が必要であった。
- 加えて少子高齢化等社会情勢の変化に対応する必要があった。

◆具体的内容

- 合併前の旧市町村の整備構想に盛り込まれていた下水道施設について、処理区域の見直しを行い、公共下水道の処理場を削減（5施設→4施設）するとともに、農業集落排水の処理場を削減（27施設→15施設）した。
- 処理場を削減した地域において、削減分を低コストで整備可能な浄化槽に転換した。

◆効果

- 処理施設の削減により、建設改良費及び維持管理費を削減した（建設改良費▲約248億円、維持管理費▲約2.8億円/年）。

取組のポイント

- コスト効率の観点から、処理区域の見直しにより処理場を削減した際に他の処理場へ管路を延長して接続させるのではなく、より低コストな浄化槽化を選択した。
- 市全体を2つに分け、全体説明会を2か所で開催すると同時に、集合処理区域から個別処理区域に変更する地区については、別途、地区単位での説明会を開催した。さらに、地区単位の説明会で自治会単位での説明会開催の要望があった自治会については、後日自治会単位での説明会を開始し、住民の理解に努めた。
- 見直しを検討するに当たり、「佐賀市下水道等整備計画検討会議」を設置し、外部有識者、事業関係者及び市民等から委員を選出することで、専門的な見地や地域に密着した意見を反映させた。

公営企業情報

- 行政区域内人口 230,144人（令和4年1月1日時点）
- 行政区域内面積 431.82km²（令和4年1月1日時点）
- 処理区域内人口 207,070人（令和3年度決算）

処理区域の見直し結果

	処理区域（単位：ha） （全体計画）			終末処理場・処理施設 （単位：施設）		
	旧計画	新計画	増減	旧計画	新計画	増減
公共下水道	4,791	4,776	▲15	5	4	▲1
農業集落排水	790	358	▲432	27	15	▲12
浄化槽	37,561	38,008	+447	—	—	—

取組のスケジュール

- 平成18年度 エリアマップ策定の事務に着手
- 平成19年度 計5回の検討会議を開催
- 平成20年度 パブリックコメントを実施
- 平成21年度 エリアマップ基本構想を決定

今後の展望

- 汚水管渠の面整備が概成したものの、人口減少による収入減が課題であり、これに対応するため、施設統廃合により更なる効率化を目指す。
- 今後、維持管理費が増加することを踏まえ、適正な使用料の単価設定・改定について検討する。

総務省「上下水道の経営基盤強化に関する研究会」について

1. 開催趣旨

- 人口減少等による料金収入の減少や、施設・管路等の老朽化に伴う更新投資の増大、令和6年能登半島地震を踏まえた災害への備えの必要性の増大など、上下水道事業を取り巻く経営環境は厳しさを増している。
- こうした中で、将来にわたって上下水道の住民サービスを持続可能なものとするため、各事業の実情を踏まえ、経営基盤の強化に資する取組等を推進する必要がある。
- このため、総務省自治財政局として、学識経験者や実務経験者、地方自治体職員等により構成する研究会を開催し、上下水道事業をめぐる諸課題について意見を伺うことにより、経営基盤の強化に資する取組など、上下水道事業の持続可能な経営を確保するための方策等について検討を行うため、研究会を開催（令和6年9月～）している。

2. 検討事項

- 能登半島地震における上下水道施設の被災状況や対応を踏まえた上下水道事業の地震対策等のあり方
- **将来にわたって安定的にサービスを提供するための上下水道事業の経営等のあり方**

等

3. 主な論点

○組織・体制等に係る検討の視点

- ・ 今後、上下水道事業を持続可能なものとするために、各経営体が自ら実施すべき業務は何か、民間活用が可能な業務は何か。
- ・ 必要な組織・体制はどうあるべきか。

○目指すべき経営体の姿について

- ・ 経営広域化にあたってどのような単位での経営体を目指すべきか。

○都道府県の関与のあり方等について

- ・ 経営広域化等にあたって都道府県はどのように関与していくべきか。
- ・ 経営広域化を具体的にどのように進めていくのが適切か。

○経営基盤の強化のための財政措置のあり方

(参考)上下水道の経営基盤強化に関する検討会の構成員及び今後の予定等

1.研究会構成員

氏 名	所 属
石井 晴夫（座長）	東洋大学名誉教授
浦上 拓也（座長代理）	近畿大学経営学部教授
宇野 二郎	北海道大学公共政策大学院教授
金崎 健太郎	武庫川女子大学経営学部教授
齊藤 由里恵	中京大学経済学部准教授

氏 名	所 属
塩津 ゆりか	京都産業大学経済学部教授
辻 琢也	一橋大学法学部教授
村木 美貴	千葉大学工学部教授
遠藤 誠作	マネ強アドバイザー
菊池 明敏	マネ強アドバイザー

氏 名	所 属
小室 将雄	有限責任監査法人トーマツパートナー
望月 美穂	日本経済研究所公共デザイン本部副本部長
石田 直美	日本総合研究所執行役員

※このほか、都道府県及び市町村それぞれから複数団体が参加。関係省庁はオブザーバーとして参加。

2.これまでの議題と今後の予定

	日時	主な議題
第1回	令和6年9月19日	○水道事業及び下水道事業の現状と課題 ○上下水道の地震対策等の現状と取り組み、検討事項（例）
第2回	令和6年10月15日	○上下水道の耐震化等の防災対策 ○下水道事業の経営等のあり方
第3回	令和6年11月22日	○上下水道の防災対策の方向性 ○上下水道の広域化等の現状
第4回	令和7年2月14日	○上下水道事業の経営体のあり方：水道広域化に係る事例発表 （広島県広域連合企業団、奈良県広域水道企業団）
第5回	令和7年3月21日	○上下水道事業の経営体のあり方：浄化槽転換に係る事例発表（静岡県南伊豆町） 水道広域化に係る事例発表（岩手県中部水道企業団）
第6回	令和7年6月4日	○上下水道事業の経営体のあり方：上下水道事業におけるPPPに係る事例発表（メタウォーター株式会社） 下水道広域化に係る事例発表（秋田県）
第7回	令和7年7月23日	○上下水道事業の経営体のあり方：論点整理
第8回	令和7年9月25日	○下水道事業の公費負担のあり方等
第9回	令和7年10月8日	○上下水道事業の広域化等

取組の概要

汚水処理の方法を適正化するため、漁業集落排水施設から個人設置型浄化槽への転換を行った。

◆総事業費 浄化槽設置に関する補助144,436千円、処理施設の解体等30,928千円

◆背景

- 入間地区漁業集落排水施設（昭和58年着工）は、人口減少や観光業の衰退により、施設利用率が低下していた。さらに、今後の人口減少により、住民の使用料負担額が増額することが見込まれた。
- この状況を改善するため、人口密度が小さいエリアにおいて経済性が高い（1戸あたりの経費が一番小さくなる）個別浄化槽^{*1}へ転換することとした。

※1 中西準子、沖野外輝夫共著 下水道計画論：駒ヶ根市の下水道の環境アセスメント 武蔵野書房 1982.7

◆具体的内容

- 個人設置型浄化槽に対し、設置費を100%補助することで、2年間で全戸（68戸）に浄化槽が設置された。随時、供用開始し、漁業集落排水施設を用途廃止した。

◆効果

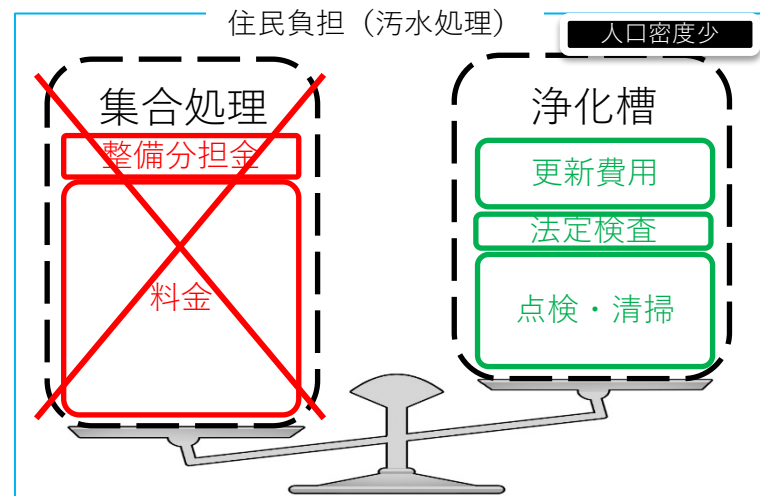
- 転換により、「過大な集合処理施設を維持する経費」と「個人が浄化槽を維持する経費」+「転換に係る経費」の差の分の経費が削減された。
- 半数以上の住民の金銭的負担が軽減された。

取組のポイント

- 過疎債の活用 総事業費のうち、140,300千円について過疎対策事業債を借入した。
- 管工事組合の活躍 設置補助申請・施工について組合員6者が、連携して請負した。
- 住民の理解 自治会が形成する管理組合が集排の維持管理と使用料徴収を担っていたため、効果に関する住民理解度は高く、合意形成も早かった。（住民説明会等：全5回実施）
- 個人設置型浄化槽の維持管理 維持管理の品質を確保するため、点検・清掃業者との契約を補助要件とした。
- 財産処分手続き 水産庁に対する手続きに想定外の時間を要した。（返還は無し）
- 点検・清掃業者 集排、個別浄化槽のいずれも同種の登録、許可業者が受注していることから、受注機会の損失は無い。

公営企業情報

- 行政区域内人口 7,505人（令和6年1月1日時点）
- 行政区域内面積 110.6 Km²（令和6年1月1日時点）
- 集合処理接続人口 1,608人（令和5年度決算）



取組のスケジュール

- 平成30年度に地元自治会と廃止に向けた協議を開始し、令和5年度に施設を廃止。
- 令和2年度から令和3年度までに浄化槽の設置補助を完了した。

今後の展望

- 引き続き、浄化槽法に基づく適切な汚水処理の実施による水環境の保全に取り組む。
- 町内に残り3つの漁業集落排水施設と1つの公共下水道があり、地方公営企業法に基づき適切に経営しなければならない。一方で、累積欠損金があるため、事業継続の可能性を検証する。

(総務省)上下水道の経営基盤強化に関する検討会における議論

第7回「論点整理」下水道事業部分抜粋

1. 上下水道事業に係る基本的な考え方

- 上下水道事業では人口減少等により施設が過剰となるが見込まれる中、**施設の更新等を行っていくにあたっては、災害発生時のリスク管理の観点も踏まえつつ、都道府県単位などより広域的な視点から、(中略)下水道事業における集落排水の浄化槽への転換などダウンサイジングを含めた全体の最適化など、施設のあり方や将来見通しについての検討が必要**か。
- 特に小規模な市町村においては、事業を1名で担当しているケースも存在するなど、**技術職を含めた職員の確保については中小規模の自治体では喫緊の課題となっている。将来を見据えて、安定的にサービスを提供していくためには、一定程度の組織規模を確保することが必要であり、早急かつ広域的な対応が求められるか。**
- 下水道事業においては、これまで、各都道府県の広域化・共同化計画において施設の集約化等が位置づけられ、各種取組が進められるなど、国・自治体ともに施設の統廃合などのハード中心の広域化・共同化に注力してきたこと、老朽化等の課題が顕在化していなかったことなどにより、**事業開始後に経営広域化を実施した事例が現時点では見られない。先述の下水道事業を取り巻く課題を踏まえれば、広域的な視点からの経営の必要があるか。**
- 従って、上下水道事業ともに、**施設の集約化等によるスケールメリットのみならず、人材確保の観点から、経営広域化を進め、経営資源の集約化による経営基盤の強化を早急に進めていく必要**があるか。

2. 経営広域化に係る検討の視点

- 上下水道事業の業務について、**適正な料金水準の設定、中長期的な投資計画や財政試算、施設建設・維持管理に係るモニタリング、危機管理対応等については事業運営にあたってのコア業務**であると言えるか。
- 現在、**上下水道事業については市町村経営が原則とされているが、今後の経営広域化にあたっては、あるべき経営体の姿について、少なくとも以下の点を勘案して考えていく必要があるか。**
 - ・ **ダウンサイジングを始めとして、広域的な視点から経営体内において全体の最適化を行う**ことができること
 - ・ 災害への備えも含め、特に技術職を念頭に**安定的に人材が確保**できること
 - ・ **安定的な財政基盤を確立**できること
- 経営広域化の単位について、都道府県単位、流域単位など様々なパターンが考えられるが、各自治体の自発的な広域化を進めて行く場合に、小規模自治体を念頭に広域化等に取り残される、**いわゆる「虫食い状態」が生じる懸念があることをどのように考えるか。**

3. 都道府県の関与のあり方等について

- 各市町村が実施する上下水道事業はそれぞれ課題を抱えており、利害が対立する場合が生じうる。一方で、人材面については特に早急な対応が求められることから、**都道府県が広域的な視点から、利害調整も含めて経営広域化に向けた中心的な役割を担うことが必要**か。
- また、下水道事業におけるダウンサイジングを含めた最適化の検討にあたっては、**集合処理方式から合併浄化槽への転換も考えられるため、手続面を始めとして自治体の検討が進むような方策を検討する必要**があるか。

3. 浄化槽へのダウンサイジング

合併処理浄化槽に係る地方財政措置(現行)

1. 個人設置型合併処理浄化槽の整備(国庫補助事業、地方単独事業、S62～)

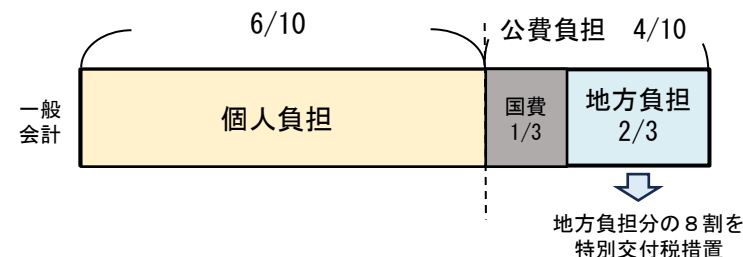
1. 対象事業

個人が整備する合併処理浄化槽の設置費補助に係る地方負担額

2. 地方財政措置

- ・ 事業費の6/10については、個人負担。
 - ・ 公費負担分のうち、1/3については、環境省所管の循環型社会形成推進交付金等の対象。
 - ・ **公費負担分のうち地方負担分について、その8割を特別交付税措置**。※財政力補正あり。
- ※単独事業の場合は、地方負担額に2/3を乗じて得た額の8割を特別交付税措置

【財源イメージ】※国庫補助事業の場合



2. 特定地域生活排水処理事業、簡易排水施設整備事業(国庫補助事業、H6～)

1. 対象事業

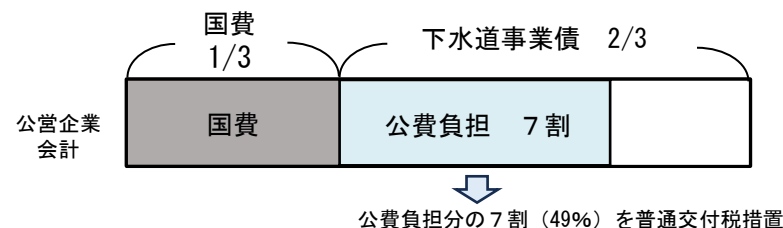
環境省所管の循環型社会形成推進交付金等(補助率1/3)又は農林水産省所管の農山漁村振興交付金(補助率1/2)をうけて市町村が整備する合併処理浄化槽。

2. 地方財政措置

- ・ 地方負担分について下水道事業債を充当。元利償還金の7割について公費負担と設定。
- ・ **一般会計繰出金の7割(元利償還金の49%)を普通交付税措置**。

※1 特定地域生活排水処理事業：環境省所管交付金を受けて市町村が実施する、合併処理浄化槽の整備事業
 ※2 簡易排水施設整備事業：農水省所管交付金を受けて市町村が実施する、山村等の中山間地域において、各戸(3戸以上20戸未満)から排出される汚水を集合処理する合併処理浄化槽の整備事業

【財源イメージ】※特定地域生活排水処理事業の場合



3. 個別排水処理施設整備事業(地方単独事業)

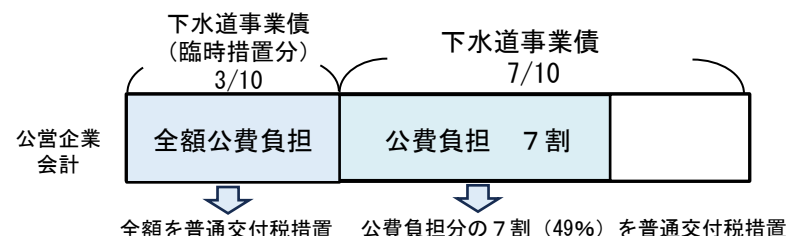
1. 対象事業

市町村が整備する合併処理浄化槽で国庫補助の対象とならない小規模事業(設置戸数20未満)

2. 地方財政措置

- ・ 事業費の1/3に対して下水道事業債(臨時措置分)を充当。
- ・ 臨時措置分について、全額公費負担とした上で、公費負担分的全額を普通交付税措置。
- ・ 残余について、下水道事業債を充当し、7割について公費負担と設定し、**一般会計繰出金の7割(元利償還金の49%)を普通交付税措置**。

【財源イメージ】



4. その他

1. 浄化槽への転換に伴う公共下水道等の除却(公営企業施設等整理債)

【対象経費】施設及び設備の撤去並びに原状回復に要する経費、施設を建設した際の補助金等の返還に要する経費、施設を建設した際の公営企業債の繰上償還に要する経費 等
 【交付税措置等】 充当率100% 元利償還金に対する交付税措置無し

2. 高度処理に要する経費

【対象経費】 高度処理に要する経費(資本費・維持管理費)

【交付税措置等】 高度処理に要する経費の1/2を一般会計繰出。事業費に0.315を乗じた額を特別交付税措置。※実繰出額×0.7と比較していずれか低い方。財政力補正あり。

合併処理浄化槽に係る地方財政措置創設・拡充の経緯等

年度	国費	地方財政措置
S62	【個人設置型合併浄化槽に係る国庫補助事業の創設】 個人が設置する合併処理浄化槽への設置費補助に対する国庫補助事業を創設	
H元		【個人設置型に係る特別交付税措置の創設】 ※ 1 ・ 個人が設置する合併処理浄化槽への設置費補助に係る地方負担額に対して、 <u>特別交付税措置を創設（国庫補助事業のみ対象）</u>
H3		・ 個人が設置する合併処理浄化槽への設置費補助について、 <u>地方単独事業を対象に追加</u>
H6	【特定地域生活排水処理事業の創設】 ・ 市町村が行う個別合併処理浄化槽の整備（一定の要件に該当し、かつ、20戸以上の住宅に整備するもの）に対する国庫補助事業を創設	【下水道事業債の対象拡充】 ※ 2 ・ 市町村設置型個別合併処理浄化槽の整備事業について、下水道事業債の対象に追加。 【特定地域生活排水処理事業への対応】 ※ 2 ・ 特定地域生活排水処理事業に係る補助事業費の地方負担額について、下水道事業債の対象に追加 【個別排水処理施設整備事業の創設】 ※ 2 ・ 個別合併処理浄化槽の整備であって地方単独事業であるものについて、下水道事業債の対象に追加
H7	【簡易排水施設整備事業に係る国庫補助の創設】 ・ 農水省が定める整備対象地域内において、3戸以上20戸未満の住宅から排出される、し尿・生活雑排水を集合処理する合併処理浄化槽について補助対象に追加。	【簡易排水施設整備事業への対応】 ※ 2 ・ 簡易排水施設の整備事業にかかる地方負担額について、下水道事業債の対象に追加

※ 1 個人設置型に係る交付税措置の創設の背景等

下水道普及率の向上を効果的に進めるため、**地域の実情を十分考慮した効果的な下水処理方式及び維持管理方式を選択する等地域の特性に応じた下水道整備を推進することが求められていたこと等へ対応**したもの。

※ 2 特定地域生活排水事業・個別排水処理施設整備事業・簡易排水施設整備事業に係る交付税措置の創設の背景等

当時、有害物質異臭味の影響が社会問題化し、水道原水水質保全事業の実施の促進に関する法律（平成6年法律第8号）が制定されたこと、個別合併処理浄化槽の整備主体について公共下水道や農業集落排水と同様に市町村が実施主体となることが望ましいとされ、国庫補助事業も創設されたこと等を踏まえた対応したもの。

ダウンサイジングに係る財政負担

- 既存施設のダウンサイジング（廃止）にあたって、過去に公営企業施設等整理債を活用したことがある団体等を対象にヒアリングを行った結果、**財政負担としては「施設撤去費」が最も大きく、その他には「補助金の返還」等の経費が生じている状況。**
- なお、整理債の対象経費である「公営企業債の繰上償還」については、既に償還済等の理由により、費用が発生している団体は確認できなかった。

■ 施設廃止に伴う財政負担に係る地方団体ヒアリング結果

【対象団体】：9 団体（公営企業施設等整理債を活用したことがある団体、活用見込の団体、活用を検討したが最終的に自己資金で実施した団体）

		公共下水道	農業集落排水・コミュニティ・プラント
①調査対象事業数		5 事業	6 事業
②廃止施設数	処理場	5 施設	7 施設
	ポンプ場	—	—
	管路	2 事業	4事業
③廃止した際に要した経費	補助金の返還	—	13,541千円【2 事業】
		※処分制限期間を経過しているため補助金の返還が生じなかった団体が多い	
	繰上償還	—（「既に償還済」等の理由により繰上償還費用が生じた団体はなかった）	
	施設撤去費	1,289,990千円【5 事業】	602,680千円【6 事業】
【参考】対象施設を整備する際に活用した補助金		・公共下水道事業補助金 ・廃棄物処理施設整備費国庫補助金	・土地改良事業補助金 ・農業集落排水事業補助金 ・農業集落排水緊急整備事業補助金 ・農山漁村地域整備交付金 ・廃棄物処理施設等施設整備国庫補助金

※「①調査対象事業数」について、同一団体内の複数施設等で施設等整理債を活用している事例があるため、調査対象団体数、調査対象事業数、廃止施設数の合計は一致しない。

※「④廃止した際に要した経費」について、1 事業で複数の経費が生じているものがあるため、調査対象事業数と【事業数】の合計は一致しない。

公営企業の用途廃止施設の処分に要する経費に係る地方債(公営企業施設等整理債)

1 概要

一般会計債における公共施設等の除却についての地方債の特例措置の創設に合わせ、水道事業等に限定されていた「用途廃止施設の処分に要する経費」の財源に充てるための公営企業債の発行を認める取扱いを全ての事業区分に広げるもの(公営企業施設等整理債)

2 対象事業

(1) 要件

次の条件のいずれかを満たしていること

- ① 将来にわたって活用する見込みがない公営企業施設等を整理することで事業規模の適正化及び経営の効率化が図られること
- ② 法令等により早急に施設等の処分が必要なこと

(2) 要件の確認

起債の協議又は許可申請に当たっては、別途定める「公営企業施設等整理債に関する事業計画書」を策定、提出させる

3 対象経費

用途廃止施設の処分に要する経費(以下の合計額から資産売却代金等の収入を控除した額)

- ・ 施設及び設備の撤去並びに原状回復に要する経費
- ・ 施設を建設した際の補助金等の返還に要する経費
- ・ 施設を建設した際の公営企業債の繰上償還に要する経費 等

4 資金、償還期限、充当率

資 金：民間資金

償還期限：原則10年以内(ただし、企業債繰上償還金については、当該公営企業債の残存償還期間内とする。)

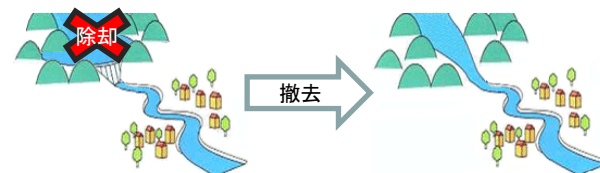
充 当 率：100%

【対象イメージ】

施設撤去



水道施設等整理債対象事業



個人設置型合併浄化槽への転換事例(静岡県南伊豆町)

● 取組の概要

汚水処理の方法を適正化するため、人口密度が小さいエリアにおいて漁業集落排水施設から経済性が高い（1戸あたりの経費が一番小さくなる）個人設置型浄化槽への転換を行った。

● 公営企業情報

- 行政区域内人口 7,505人（令和6年1月1日時点）
- 行政区域内面積 110.6 Km²（令和6年1月1日時点）
- 集合処理接続人口 1,608人（令和5年度決算）

● 具体的内容

- 個人設置型浄化槽に対し、設置費を100%補助することで、2年間で全戸（68戸）に浄化槽が設置された。随時、供用開始し、漁業集落排水施設を用途廃止した。

● 財源スキーム

- 総事業費：浄化槽設置に関する補助144,436千円、処理施設の解体等30,928千円
- 処理施設の解体等については、一般会計において過疎対策事業債（ソフト）の活用により対応
- 浄化槽設置費については、一般会計において過疎対策事業債（ハード）の活用等により対応

廃止した施設		処理施設 1 か所（漁業集落排水）
対象施設を整備する際に活用した補助金		漁業集落環境整備事業補助金
廃止等に要した経費	施設撤去費	処理施設の解体等 30,928千円
	繰上償還	—（償還済のため）
	補助金の返還	—（財産処分基準に該当）
	その他	浄化槽設置費 144,436千円（※1）

※1 個人設置型浄化槽の維持管理 維持管理の品質を確保するため、点検・清掃業者との契約を補助要件としている。

(老朽化対策、ダウンサイジングなど全体最適に向けた財政措置のあり方)

※第 7 回研究会提示論点

- 下水道事業について、R 8 概成を迎えることも踏まえて、今後においては災害対応や老朽化対策、適切な維持管理を推進する観点から、財政措置のあり方を考える必要があるか。
- ダウンサイジングを始め経営広域化等を円滑に実施するためにどのような財政措置が考えられるか。

(下水道事業におけるダウンサイジングを含めた全体の最適化)

- 老朽化対策にあたっては、ダウンサイジングを含めた最適化の検討が必要となり、集合処理方式から合併処理浄化槽への転換も考えられる一方で、現時点では実際に転換した自治体や検討に着手した自治体は限定的となっており、ノウハウの蓄積が乏しい。
- ⇒ この点、手続面を始めとして、検討自治体が直面する課題（既存施設の取り扱いや地域における合意形成等）について具体的なものを洗い出した上で、転換に係るQ & A等の整備を行っていく必要があるか。
- その上で、浄化槽に対する財政措置の検討にあたっては、これまで地域の実情を十分考慮した効果的な下水処理方式及び維持管理方式を選択する等地域の特性に応じた下水道整備を推進する観点から拡充を行ってきた一方で、浄化槽転換にあたっては、既存施設に係る施設撤去等、一時的な財政負担が生じることが自治体における検討の阻害要因となる可能性がある。
- ⇒ 各自治体において、中長期的な視点に立って、それぞれの地域の特性に応じた全体最適化を行うことができるよう、浄化槽へのダウンサイジングに係る具体的な財政需要の洗い出し等を行っていく必要があるか。
- また、個人設置型合併浄化槽への転換にあたって公営企業施設等整理債を活用した場合、転換対象地域外の住民が当該費用を負担することも想定されるため、受益者負担との関係から費用負担のあり方について検討していく必要があるか。

令和7年度「地方公共団体の経営・財務マネジメント強化事業」

～ 総務省と地方公共団体金融機構の共同事業 ～

- 人口減少が進展する一方で、インフラ資産の大規模な更新時期を迎える中、財政・経営状況やストック情報等を的確に把握し、「見える化」した上で、中長期的な見通しに基づく持続的な財政運営・経営を行う必要性が高まっている
- しかしながら、地方公共団体においては、人材不足等のため、こうした経営・財務マネジメントに係る「知識・ノウハウ」が不足し、小規模市町村を中心に公営企業の経営改革やストックマネジメント等の取組の推進に困難を伴っている団体もあるところ

➡ **地方公共団体の経営・財務マネジメントを強化し、財政運営の質の向上を図るため、総務省と地方公共団体金融機構の共同事業として、団体の状況や要請に応じてアドバイザーを派遣**

事業のポイント

- ① アドバイザーは、自治体職員・OB、公認会計士、学識経験者等の**専門的な人材が務め、それぞれの団体が選択**
- ② アドバイザーの**派遣経費（謝金、旅費）は、地方公共団体金融機構が負担し（団体の負担なし）、直接支払う**

事業概要

（１）支援分野（計９分野）

- 公営企業・第三セクター等の経営改革
 - ・ D X・G Xの取組
 - ・ 経営戦略の改定・経営改善
 - ・ 公立病院経営強化プランの改定・経営強化の取組
 - ・ **上下水道の広域化等**
 - ・ 第三セクター等の経営健全化
- 公営企業会計の適用

等

（２）支援の方法

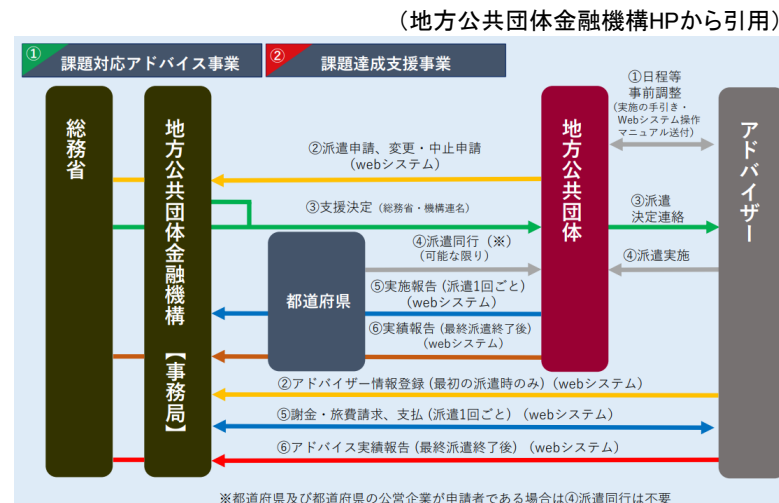
個別の地方公共団体に派遣

課題対応アドバイス事業
上記の支援分野について、アドバイスを必要とする団体の要請に応じて派遣

課題達成支援事業
上記の支援分野に係る特定の課題の達成が困難となっている団体に対して、アドバイザーの活用を個別に要請

事業申請の流れ

- ① アドバイザーとの事前調整
- ② 地方公共団体金融機構事務局へ派遣申請
- ③ 支援決定



都道府県に派遣

啓発・研修事業
都道府県が市区町村等に対する研修会・相談会を開催する場合に、講師として派遣

「公営企業の持続可能な経営の確保に向けた先進・優良事例集」について

概要

- 公営企業の抜本的な改革等の先進・優良事例の横展開を図るため、「地方公営企業の抜本的な改革等に係る先進・優良事例集」を平成29年3月に作成・公表し、毎年度更新を行ってきました。
- 今般、公営企業の経営環境の変化（新型コロナウイルス感染症や物価高騰への対応、DX・GXの推進など）を踏まえ、新たに、「公営企業の持続可能な経営の確保に向けた先進・優良事例集」（以下「事例集」という。）を作成・公表することとしました。

事例集の特徴

- 抜本的な改革を含む12の取組類型（事業廃止、民営化・民間譲渡、公営企業型地方独立行政法人、広域化等、指定管理者制度、包括的民間委託、PPP/PFI、DX、GX、公営企業会計の適用、経営戦略の改定及びその他）について、各地方団体から提出いただいた合計357事例を掲載。（令和7年3月時点）
- 1事例当たり1ページで掲載するとともに、重要箇所を赤字下線で強調することで、取組の全体像・ポイントをわかりやすく表示。
- 可能な限り数値を用いて定量的に記載することで、取組の効果を具体的に表示。

<掲載例>

事例名

取組の概要

- ◆総事業費
- ・取組に要した事業費
- ◆背景
- ・公営企業が直面していた課題
- ・取組開始までの経緯
- ◆具体的内容
- ・導入した施設・設備など取組の詳細な説明
- ◆効果
- ・定量的・定性的な効果

取組のポイント

- ・取組を成功させるために工夫した点
- ・他の公営企業において特に参考となる点

団体名

【秋田県】

生活排水処理事業に関する事業・事務補完体制の構築

取組の概要

自治体の技術職員の減少が続く中、今後本格化する施設更新への対応や、人口減少下における難しい経営局面に対応するため、新たな第三者組織の設立を行った。

◆総事業費 設立経費 出資金 1億円（秋田県、県内全市町村、民間事業者が出資）
受託額 約1.8億円（令和6年度）

◆背景

- ・秋田県の市町村の下水道関係技術職員は、10年間で約3割減少している。
- ・標準耐用年数50年を超過している下水道管渠は全体の3%程度（R5年度末）であるが、昭和末期から平成初め頃に造成した施設が今後一気に更新時期を迎える。
- ・人口減少が進み有収水量が減少する中、施設の維持管理、更新の原資となる使用料収入を確保していくためには、高度な経営能力が求められる。
- ・県内全自治体が連携し、将来を見据えた新たな体制を構築することとした。

◆具体的内容

- ・官のノウハウ（政策立案、業務監理等）と民のノウハウ（高度な専門知識等）を生かして広範な支援を担える組織を構築するため、官民出資会社を設立した。
- ・民間事業者については、公募により決定した。
- ・官民出資会社へ県・市町村・民間企業がそれぞれ人材を派遣した。
- ・官民出資会社において、県、秋田市、男鹿市、北秋田市、八峰町、五城目町、八郎湖町、井川町、大湯村、美郷町（県内25市町村のうち9市町村）から業務を受託。

◆効果

- ・地域事情や財政状況等を踏まえた実効性の高い計画の立案が可能となる。
- ・小規模自治体などの支援を通じて、県全域での行政サービス水準の維持を図る。

取組のポイント

- ・単独の自治体では解決が難しい課題（体制の確保）に対し、県内の全自治体が連携して対応した。
- ・人・モノ・カネの課題を捉え、官民出資会社のコア業務は次の3点とした。
 - ①計画策定支援（持続的な経営に資する、経営戦略、ストックマネジメント計画等）
 - ②事業運営支援（技術職員不足を補う、積算支援・工事監督補助、技術相談等）
 - ③技術継承支援（若手や公営企業未経験者等を対象とした研修企画等）

取組類型

広域化等

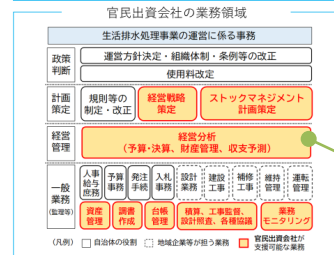
事業名

下水道事業

秋田県建設部下水道マネジメント推進課

公営企業情報

- ・行政区域内人口 92.6万人（令和5年1月1日時点）
- ・行政区域内面積 11,637km²（令和5年1月1日時点）
- ・流域下水道処理区域内人口 50.2万人（令和4年度末）



取組のスケジュール

- ・令和5年3月 県・市町村が連携協約を締結
- ・令和5年11月 官民出資会社を設立
- ・令和6年4月 本格的に運営を開始（体制増強）

今後の展望

- ・当面は、経営戦略の見直しやストックマネジメント計画の策定など計画策定を重点的に支援。
- ・施設の更新需要増大期には、事業運営支援を強化。
- ・他インフラ分野への支援拡大も検討。

下水道事業は155事例を掲載

【掲載URL】公営企業の持続可能な経営の確保に向けた先進・優良事例集
https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/c-zaisei/kouei/keiei-jirei.html

担当部署

公営企業情報

- ・公営企業の規模を示す情報

取組の概要を表す図

取組のスケジュール

今後の展望

- ・取組開始後の新たな課題
- ・今後の予定